

花火大会に関する福知山市の考え方

[令和7年2月]

令和7年2月20日

1 はじめに

本市が令和6年7月に設置した「花火大会検証会議」【会長：浦中千佳央 京都産業大学法学部教授】（以下、「検証会議」という。）において、8月に開催された「福知山HANABI 2024」の運営や事故防止対策等が十分に機能していたか、改善すべき点はないかなどについて協議を行い、そのうえで、仮に今後も花火大会が開催されるとした場合、どのような形であるべきかという点について、7項目からなる報告書がとりまとめられた。この報告書が12月26日に提出されたことを受け、本市として、「花火大会のあり方を考える会」からの提言を踏まえつつ、次のとおり対応することとする。

2 福知山市の関与のあり方について

本市は、「福知山HANABI 2024」に対して後援を承認したうえで、関係機関との事故防止対策等にかかる事前協議に出席し、必要な調整を行うなどの対応を行い、安全対策に関与した。

「検証会議」では、「福知山HANABI 2024」の現地検証等の結果を踏まえて、「事故や大きな混乱もなく花火大会が終了したことは評価できるが、改善を要する点もある」と結論付けている。

花火大会の開催にあたっては、市の関わりは必要不可欠であるとの考えが示されたが、具体的な関わり方については、「引き続き、後援でよいのではないか」、「検証会議で検討するというよりも、今後どのように関わるかは市が考えるべき」、「後援や共催という形式の議論ではなく、今以上に積極的に関わり、最終的には実行委員会と協議をすればよいのではないか」、「継続して花火大会を開催するためには、共催を検討していくべき」など、様々な意見が出された。そのうえで、市の関わり方については、「市、主催者、関係機関で協議して決定すること」との提案がなされた。

花火大会の規模については、「直ちに平成25年のドッコイセ福知山花火大会と同規模で開催するのではなく、段階的に拡大すること」と報告書に盛り込まれており、本市はこのことを踏まえて、規模を拡大する場合には、これを段階的に行い、そしてその都度安全対策の検証が必要であると考え。検証の対象となる事業に市が共催することは、検証の中立性を損なう恐れがあることから、検証段階にある花火大会については、共催ではなく後援の立場で関与する方針とし、今後主催者と協議を進めていくこととする。

なお、令和6年度と同様に次の（１）～（７）に掲げる対応を行い、万が一、事故が起こった場合の被害者救済や安全対策に関与する。

- （１）万が一、事故が起こった場合には、被害者に故意又は重大な過失が認められる場合以外、主催者に対して、相談窓口の設置や被害者救済のための助言・指導をするとともに、被害者に対する説明責任を果たすよう求める
- （２）安全対策等を含む詳細な実施計画書等の作成にあたり助言・指導を行う
- （３）実行委員会の会議に出席し、助言・指導を行う
- （４）警察署や消防署等の各関係機関との事故防止対策等にかかる事前協議に出席し、必要な調整を行う
- （５）市民に対して、花火大会の事故防止対策への協力を呼びかける

- (6) 花火大会当日、事故防止対策が履行されているか現場を確認し必要な対応を行う
- (7) 安全対策の検証や経済波及効果の分析を行う検証会議を設置する

3 主催者について

花火大会は、公共的な団体が参画する実行委員会が主催することとし、実行委員会は次の要件を満たすものとする。

- (1) 花火大会を当該団体の営利を目的とした催しとしないこと
- (2) 実行委員会は、定款や規約、名簿等、団体に関する体制が明確であり、事故やトラブルがあった際に責任が取れる組織であること（契約や経理、内部の意思決定等に関する書類が適切に作成、整理、保存され、外部の監査・指導を受ける体制があること）
- (3) 実行委員会の構成員の中に過去に由良川河川敷での花火の打ち揚げの経験者がいること
- (4) 実施計画の中に、具体的な責任内容、意思決定の手順を明確化すること
- (5) 緊急事態に備えて、平素から各関係機関と連携を緊密にするとともに、関係機関の緊急連絡網を構築していること
- (6) 万が一、事故があった場合に備えて、被害者対応のため、対人1名1億円以上の保険に加入していること（適切な補償額を担保する保険加入を義務付けるため、市として保険料を支援する）

4 花火大会の規模について

次回開催される花火大会の規模については、平成25年のドッコイセ福知山花火大会と同程度まで規模を拡大するのではなく、段階的に拡大することを条件とする。実施後には安心安全が確保されていたかを検証し、さらに規模を拡大しても問題がないかを検討することとする。

具体的な発数、時間については、検証会議が挙げた課題のほか、実行委員会の事業報告書や来場者アンケートから明らかになった課題を検証し、本市を含めた各関係機関と十分な協議・調整を行い決定するものとする。

5 安全確保対策について

主催者は、次の項目に対して対策を実施するものとする。

- (1) 露店について
 - ① 由良川河川敷には、露店を出店させないこと
 - ② 露店を出店させる場合は、安全対策や雑踏対策を徹底したうえで、混雑解消のため必要な対策を講じること
 - ③ 混雑解消のため、露店の出店数、出店場所、配置方法等については、御霊公園だけではなく他のエリアに分散させることも含めて関係機関と協議し決定すること
 - ④ 出店は、地域活性化の面から市内事業者に限定すること
 - ⑤ 火気は IH と炭に限定することが望ましいが、その他の使用については、関係機関

の指導も踏まえて決定すること

- ⑥ 無届けでの出店がないよう対策を講じること
- ⑦ 雑踏対策等の面から露店の営業時間と花火打ち揚げの時間を分離させること
- ⑧ その他、衛生対策など関係機関の指示事項を踏まえて必要な対策を講じること

(2) 有料観覧席について

- ① 雑踏対策等の観点から、由良川河川敷に有料観覧席を設けること
- ② 来場者アンケートで有料観覧席について改善を求める意見があったことから、その内容を十分検証し、必要な対応を行うこと

(3) 雑踏について

- ① 事前に危険個所の点検を行い、重点的に安全対策を講じること
- ② 観覧者による混雑が予想される場所では一方通行にして、打ち揚げ後は時間差で帰るように規制すること
- ③ 混雑時には、子どもとその保護者、高齢者等の行動を優先させること
- ④ 由良川河川敷の有料観覧席は、進入経路などエリア内の安全確保を徹底すること
- ⑤ 事故等が発生した場合、安全を確保して観客や歩行者を誘導できるようにしておくこと
- ⑥ 近隣自治会や関係者、関係団体へ説明し、理解を得ること
- ⑦ エリアごとに講じるべき対策は次のとおりとする

ア 堤防天端

- ① 緊急時の対応、雑踏対策等の観点から、原則、チケット所有者以外の堤防天端への立ち入りは制限すること
- ② 堤防天端に出て花火を観賞することをなるべく控えていただくよう、堤防天端沿いの住民に理解を求めること
- ③ 必要に応じて、花火大会計画準備段階の早期において、自治会等との話し合いの場を設けること

イ 広小路通りから堤防天端に向かう交差点

- ① 緊急車両の走行ルートを確保すること
- ② 交差点付近は観覧者が最も密集するエリアのため、関係機関と十分調整を行い、混雑解消を図ること

ウ 広小路通りでの観覧者と歩行者の整理

- ① 花火大会の観覧者と歩行者を時間や場所などで分けるなど、関係機関と協議を行い、必要な対策を講じること
- ② 来場者が一部のエリアに集中しないよう対策を講じること

(4) 交通対策

警察署等の各関係機関と事前に協議を行い、交通混雑を抑制するために必要な道路使用許可等を受け、次の対策を講じること

- ① 市民等に対し、マイカーでの来場を避けるよう呼びかけること
- ② 花火大会の規模に応じて会場周辺に駐車場を確保すること
- ③ 渋滞対策のため市街中心部以外にも駐車場を確保すること
- ④ 混雑が予想されるエリアは歩行者と車を分離させ、安全を十分に確保すること

(5) 救護対策

- ① 警備計画のほか、救護ブースに看護師等を配置するなど、万が一の事故等に備えること
- ② 医療機関等の関係機関へ説明し、調整を行うこと
- ③ 緊急車両用の進入路を確保しておくこと

(6) 火災対策

消防署等の各関係機関に必要な届出を行うほか、事前に協議を行い、指導を踏まえて、火災対策として必要な対策を講じること。

(7) 自然災害等の対策

国土交通省等の各関係機関と事前に協議を行い、指導を踏まえて、降雨や増水、強風時などの中止等を判断する基準を予め決めておき、誰が、どのように対応を判断するかを明確にすること。そして、その他突発的な災害が発生することも想定して対策を講じること。

6 検証会議の設置について

花火大会が開催される場合には、市は有識者や関係機関のほか、市民の参画も得て引き続き検証を行う。検証会議では、花火大会の運営や事故防止対策等の検証のほか、経済波及効果や市の関与等についても協議も行い、その結果を市民等に広く周知する。